

建設工事の入札に参加される皆様へ

大阪広域水道企業団

### 事後審査における監理技術者等の確認について

工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、公共性のある工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の場合、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（建設業法第 26 条第 3 項）

そのため、特定建設業又は一般建設業の許可の要件である「経營業務の管理責任者」及び「営業所の専任技術者」は、専任を求める工事現場の監理技術者等になることができません。

大阪広域水道企業団では、監理技術者等の配置を徹底する観点から、工事一件の請負代金が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上のものについては、事後審査における監理技術者等の確認を下記のとおりとしています。

### 記

#### 1. 対象となる建設工事

- ・ **請負代金が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の建設工事**

#### 2. 落札候補者に求める事後審査資料

①配置技術者調書（第 2 号様式）

②資格、雇用関係の確認に関する資料

・ 監理技術者の場合

監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証

・ 主任技術者の場合

技術検定合格証明書又は、建設業法施行規則第 7 条の 3 に規定する資格の証（実務経験によるものは経歴書）（監理技術者資格者証を有する者は、上記、監理技術者の場合と同じ）

・ 雇用関係を確認する書類

健康保険被保険者証（監理技術者資格者証で雇用関係が確認できる場合は不要）

③建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経營業務の管理責任者証明書（様式第 7 号）」の副本の写し又は「専任技術者一覧表（様式第 1 号別紙 4）※」の副本の写し。

※直近の申請・届出が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合は「専任技術者証明書（様式 8 号 (1) 又は (2) の副本の写し）」

下請業者が配置する技術者が専任となる場合は、受注者が施工体系図の作成時に専任の有無を確認してください。

#### 【問合せ先】

事業管理部 契約検査課

契約グループ Tel. 06-6944-6047